

短期入所生活介護

利用料金表

1 介護保険給付サービス利用料金

令和8年4月

(1) 利用者負担金

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の額です。

(一日につき)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担金	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位

(2) 上記以外で加算されるもの

(一日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額
送迎体制	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との送迎を行う場合	184 単位 (片道)
夜勤職員配置加算	基準以上の夜勤職員を配置している場合	18 単位
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	所定単位数 × 加算率 13.6%
短期生活長期利用者提供減算	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けた場合 ※連続61 日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。	30 単位/日 減算
連続61 日以上 短期入所生活 介護を行った場合	連続して60 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者 ※長期利用について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする。	介護福祉施設 サービス費の 単位数と同単位数
サービス提供体制 強化加算 (Ⅲ)	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7 年以上30%以上	6 単位/日

※利用者負担額の減免制度などの対象者の場合は、その認定に基づいた負担金となります。

※所得に応じて被保険者の自己負担が1割、2割、3割となります。

2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金

(1) 食費・居住費

利用者 負担段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
市町村民税非課税 で、老齢福祉年 金・生活保護受給 者	市町村民税非課税 で、合計所得金額と 課税年金収入の合計 が80万円以下(遺 族年金・障害年金は 非課税年金)	市町村民税非課税 で、合計所得金額と 課税年金収入の合計 が80万円超120 万円以下(遺族年 金・障害年金は非課 税年金)	市町村民税非課税 で、合計所得金額と 課税年金収入の合計 が80万円超120 万円以下(遺族年 金・障害年金は非課 税年金)	市町村民税非課税 で、合計所得金額と 課税年金収入の合計 が120万円超(遺 族年金・障害年金は 非課税年金)	第1段階～第3段 階②以外の方
食費	300円	600円	1000円	1300円	1510円
居住費	880円	880円	1370円	1370円	2900円

《食費の内訳》

朝食	昼食	夕食	おやつ	計
380円	530円	510円	90円	1510円

(2) その他の日常生活費

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等(行事食等)を希望される場合は(酒類を含みます)要した実費をいただきます。
レクリエーション クラブ活動	ご入居者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料費等の実費をいただきます。
理美容代	理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。要した費用の実費をいただきます。